

令和3年(2021年)1月14日

障害福祉サービス等事業所 代表者 様

姫路市障害福祉課長

「緊急事態宣言」発令に係る障害福祉サービス事業所の対応について

この度、政府より新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、兵庫県を対象区域とする「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発令されました。

障害福祉サービス等は利用者の生活を継続する上で欠かせないものであり、障害福祉サービス等事業所におかれましては、感染防止対策のうえ、必要なサービスを提供いただいているところですが、「緊急事態宣言」を踏まえ、下記の内容にご留意のうえ、引き続き継続的なサービス提供の実施と感染防止の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」

(令和2年4月7日兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部(令和3年1月12日改定)

「4 社会福祉施設」より抜粋 ※下線は前回からの変更箇所)

##### (1) 高齢者施設、障害者施設等

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断(手指消毒、マスク着用、換気の徹底)及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、県は「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- また、感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理(体温測定、発熱した場合の出勤停止)を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 事業所は、上記注意事項について自己点検するとともに、必要に応じて健康福祉事務所が指導を行う。
- 面会者からの感染を防ぐため、オンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。
- 今後は、高齢者施設、障害者施設等において、概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。

(注) 感染防止対策を嚴重に徹底した上で、事業の継続をお願いします。利用自粛の協力を求める必要はありません。

ただし、感染のおそれから、利用者の判断で自粛した場合については、電話や訪問などで、利用者の健康管理や相談支援を行うことにより、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして報酬の対象となります。

なお、自主的に休業またはサービスを縮小する場合であっても、市へ報告したうえで、利用者の居宅においてできる限りの支援を行ったと市が認める場合は、報酬の対象となります。

## 2 障害福祉サービス事業所の対応について

### (1) 感染防止対策の徹底

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)」(令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)等において示された取扱いを徹底の上、対応を行うこと。

※新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省通知等について

(市HP参照 <https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000011412.html>)

※感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要となる経費について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(障害分)」の活用が可能です。

[問い合わせ先:兵庫県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局

電話 078-362-3056(平日9時~17時)]

### (2) 柔軟なサービス提供について

サービス提供にあたっては、人員基準等の臨時的な取り扱い(「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」(令和2年6月19日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡))を踏まえた柔軟な対応についても検討すること。

※ 一時的に人員や運営の基準を満たすことができない場合にも報酬を減額しないことや、やむを得ず利用者の居宅等においてできる限りの支援を行ったと市が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の対象とすることが可能であること等

また、一般県内で多数の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生していること等に  
伴い、施設入所者で軽症であり、医師が認める場合には、入院までの間、施設内で待機し  
ていただくケースや、同様に在宅で通所系・訪問系の障害福祉サービスを利用している独  
居等の障害者の方が感染した場合に、在宅で待機していただくケースなどが生じる可能  
性があります。このようなケースが生じた際には、保健所や市等とも相談いただきながら、  
各障害福祉サービス事業所等で、引き続き、利用者の状況等に応じたサービスの継続等の  
可能な限りの対応をいただきますよう、ご配慮のほどよろしく申し上げます。

### (3) 休業等する場合の留意点

保健所等からの公衆衛生対策の観点に基づく休業要請に伴い休業する場合、又は、感染拡大防止の観点から、市に報告のうえ、自主的に休業する場合やサービス縮小を行う場合においては、市や相談支援事業所等と連携し、代替サービス確保等について利用者に丁寧な説明を行った上で、利用者に対して必要な支援が提供されるよう、「(2) 柔軟なサービス提供について」も踏まえ、適切なサービス提供を確保すること。

#### (4) 感染発生に備えた対応

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染症対策マニュアル」「障害福祉サービス事業所等における業務継続ガイドライン」（いずれも令和2年12月厚生労働省作成・HP掲載）等も参考に、各障害福祉サービス事業所において感染が発生した場合のシミュレーションや必要な備えをあらかじめ行っておくこと。

#### <参考>

活用可能な関連制度等については別紙参照

※ 別紙「新型コロナウイルス感染症対策関係事業（障害者関係）一覧」中、「3 衛生管理体制の強化」及び「4 障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業」については、本市にお問い合わせください。

#### 3 就労継続支援事業の取扱い等について

就労継続支援事業については、上記2（2）の取扱いに加え、「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第7報）」（令和3年1月7日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）のとおり、在宅での効果的なサービス提供が可能である場合は、在宅勤務（テレワーク）等も検討すること。在宅でのサービス利用については、事前に本市に連絡が必要です。

#### 4 地域生活支援事業の対応について

地域生活支援事業における「地域活動支援センター」や「日中一時支援」等、必要な支援等を提供する事業については、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、継続的に実施されることが重要です。十分な感染防止対策を前提とした利用者に対する事業の継続的な実施など、必要な対応をいただくようお願いします。

また、移動支援事業の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止等のための移動支援事業の取扱いについて」（令和2年3月13日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室事務連絡）により、地域の感染状況や他の障害福祉サービス等の提供体制、利用者の生活状況等も踏まえ、柔軟なサービス提供に努めてください。

#### 5 指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業について

感染防止対策を徹底した上で、利用者の居宅、精神科病院（入院の場合）又は障害者支援施設等（入所の場合）を訪問することを基本とします。

ただし、利用者が、感染のおそれから居宅等への訪問を拒否される場合は、電話等による実施を可能とします。その際、訪問調整を行った事実及び訪問できなかった状況・理由等の記録及び保存をお願いします。

#### 【問い合わせ先】

姫路市障害福祉課管理担当（電話 079-221-2454/Fax 079-221-2374）